

報酬付与の申立てについて

大分家庭裁判所本庁

はじめに

成年後見人等が被後見人等の財産から報酬を得るには、あらかじめ家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、報酬付与の審判を受ける必要があります。

成年後見人等が、自己の判断により被後見人等の財産から報酬を得ることは許されませんので、注意して下さい。

申立ての時期について

報酬付与の申立ては、本人毎に定められている後見等事務の報告月に、後見等事務の報告を行うのとあわせて申し立てるようにして下さい。

申立てに必要な書類について

- 報酬付与申立書
 - ※ 裁判所使用欄には一切記載しないで下さい。
 - 報酬付与申立事情説明書
 - 付加報酬を求める場合の資料
 - ※ 後見等事務の報告に際し提出している場合は不要です。
 - 後見等事務の報告に関する資料（3か月以内に提出している場合は不要です。）
（後見人、保佐人又は補助人の場合）
 - 後見等事務報告書
 - 財産目録
 - 報告対象期間部分の預貯金通帳写し
 - （専門職の場合）収支状況報告書
 - その他の裏付け資料
 - （監督人の場合）
 - 監督事務報告書
 - 財産目録
 - その他の裏付け資料
 - 申立人又は本人の住民票写し又は戸籍の附票写し（記載事項に変更があった場合のみ）
- ※ 必要に応じて、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

費用について

- 申立手数料（収入印紙800円分）…申立書に貼付
 - 郵便切手（84円切手1枚）
- ※ 審判書謄本を窓口で受領する場合は不要です。